三　［略］	
四　［略］	
［項を削る。］	

新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であって、その者が法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であるものに対するもの）	
六　［同上］	ロ　自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導（個人指導（運転免許取得者教育指導員一人に対し指導を受ける者が一人のみである指導をいう。ハにおいて同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。 ハ　認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。 ニ　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。
七　［同上］	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必
八　第一条第六号に掲げる課程（法第百一条の	ロ　運転者としての資質の向上に関すること。